

3/13 副市長に田代善久氏再任

一関市議会は、3月13日に開かれた3月定例会本会議で、31日に任期満了となる田代善久副市長(63)の再任に同意しました。任期は4月1日から4年間。田代副市長は県立一関一高卒。1970年に旧一関市職員となり、市町村合併後の一関市で2006年4月総務部次長兼財政課長、08年総務部長。10年4月1日副市長に就任。五代町出身。



4/1 教育長に小菅正晴氏

一関市教委は4月1日、臨時会を開き、教育長に元県教委小中学校人事課長の小菅正晴氏(57)を選任しました。3月31日に任期途中で退任した藤堂隆則前教育長の後任で、任期は2017年10月28日まで。小菅教育長は東北大卒。南都田中学校長、中部教育事務所長、県教委義務教育課長を務め、3月まで県教委小中学校人事課長。千厩町出身。



一関市行政改革推進審議会

市民15人で構成し、集中改革プランの実施状況や行政改革の推進について提言を行っています。

一関市行政改革推進本部

副市長を本部長とし、教育長、各部長、各支所長などで構成。全庁体制で行政改革の推進に取り組んでいます。

市は引き続き、市民起点の市民サービスを提供するため、簡素で効率的な行政運営を推進します。

市民起点の行政運営を目指して 財政効果額は30億3千万円

行政改革の主な取り組みと財政効果額 ()内はプラン策定時の見込み額

改革項目	主な取り組み	効果額(単位:百万円)			
		23年度	24年度	25年度(見込み)	3カ年度合計
①協働によるまちづくりの推進		7(0)	47(0)	50(0)	103(0)
協働の推進	○市が事務局事務を担っている任意団体などの廃止または事務局の移管	7(0)	47(0)	50(0)	103(0)
②業務改革の推進		105(87)	184(163)	284(216)	572(466)
事務事業の再編整理	○財務会計処理事務の見直し ○納税貯蓄組合への支援の見直しなど	14(6)	15(10)	17(10)	46(25)
補助金などの整理合理化	○補助金などの5%削減 ○その他の見直しによる削減 ○補助金・負担金の廃止	19(19)	31(35)	53(45)	103(99)
民間委託などの推進	○介護サービス事業の見直し ○学校給食調理業務の委託 など	42(43)	76(69)	112(107)	230(219)
施設管理運営の見直し	○施設の廃止 ○保育園の統合 ○小学校、学校給食センターの統合 など	17(6)	47(33)	71(37)	136(77)
指定管理者制度の導入	○指定管理者制度の導入(花夢パル、藤沢地域のスポーツ施設) など	12(13)	15(16)	31(18)	57(47)
③人材育成の推進と組織体制の見直し		400(406)	751(481)	1,053(673)	2,204(1,560)
定員管理の適正化など	○職員数の削減 ○時間外勤務手当の縮減 ○職員給与の見直し	400(406)	751(481)	1,053(673)	2,204(1,560)
④健全な財政運営の確保		163(85)	256(137)	326(208)	745(429)
経費の節減合理化	○内部管理事務費の5%縮減 ○公用車の廃止 ○庁舎維持管理コストの削減 など	31(11)	48(19)	123(27)	203(58)
税等の徴収対策の実施	○市税、税外収入の収納率の向上	36(21)	71(21)	78(21)	184(62)
その他歳入確保策	○遊休資産、宅地分譲地、工業団地の売却 ○広告掲載事業の実施 など	96(53)	137(97)	125(160)	357(310)
⑤職員削減の重複分(*1)		85(75)	194(124)	309(196)	588(394)
効果額合計(①+②+③+④-⑤)		590(503)	1,043(657)	1,403(901)	3,036(2,061)

(*1) 民間委託などの推進や指定管理者制度の導入などによって削減された職員数の効果額が重複して計上されていることから、それを差し引くものです
(注) 100万円未満の数を四捨五入しているため、内訳と各計が一致しない場合があります

本市の財政見直しは、今後合併特例期間の経過に伴い、交付税の算定の特例「合併算定替」が段階的に縮減されるなど、厳しい財政状況が見込まれています。

市は、23年度に「第2次一関市行政改革大綱」と「第2次一関市集中改革プラン」を定め、歳入、歳出全般にわたって見直しを徹底、着実に行政改革を推進しています。

23～25年度の行政改革の取り組みによる財政効果額は、集中改革プラン策定時の見込み額を9億7,500万円上回る30億3,600万円になる見込みです。集中改革プランの実施状況や行政改革の推進については、市民15人で構成する「一関市行政改革推進審議会」からの意見を聞きながら、取り組みを進めています。

出荷制限等品目の対象区域毎の状況 (26年3月7日現在)

市内の一部地域	【穀類】そば(旧大原町 ※24年12月に制限の一部解除)／大豆(旧磐清水村)
市内全域	【きのこ】原木生しいたけ(露地栽培)／乾しいたけ(23～24年産)／施設栽培原木生しいたけ(25年12月解除 ※生産者毎検査で安全が確認された5人の生産者が出荷再開)／原木なめこ(露地栽培)／原木くりたけ(露地栽培)／原木ぶなはりたけ(露地栽培)／原木むきたけ(露地栽培)／野生きのこ 【山菜類】／タケノコ(野生)／ゼンマイ(野生)／セリ(野生)／ワラビ(野生)／タラノメ(野生)／ミズ(野生)
市内河川を含む水域	【内水面魚種】イワナ(磐井川、砂鉄川)／ウグイ(支流含む北上川水系、大川)／ヤマメ(磐井川)
県全域	【肉】牛(23年8月に制限を一部解除 ※全頭検査等で安全確認されたものを出荷)【野生鳥獣肉】シカ肉／クマ肉／ヤマドリ肉

出荷制限等品目の対象区域毎の状況 (26年3月7日現在) 産の山菜のうち、25年度における放射性物質濃度測定を行った結果は、5品目167検体のうち、全品目30検体で基準値を超えました。また、県による検査では、6品目39検体

のうち、5品目9検体で基準値を超えています。昨年12月には、出荷制限中の旧磐清水村産の大豆が、県の放射性物質検査を受ける前に出荷される事案が発生。他県でも、出荷制限地域で生産された原木生しいたけが、流通する事案が報告されています。

市内産農産物の出荷制限等の状況 26年3月末現在、放射性物質汚染により、市内で生産・採取される農産物に対し、出荷制限指示や出荷自粛要請が出されています。出荷制限等品目の販売や譲渡などは行わないでください。

の出荷制限等品目を出荷・販売した場合、出荷制限等の解除に悪影響を与え、産地のイメージ低下や風評被害などを招きます。生産・出荷者や流通関係者は、出荷制限等の厳守に理解をいただき、農林

農林産物の出荷制限等品目の販売・譲渡などは行わないでください

産物の品目、生産・採取地や制限内容などを確認し、販売してください。

出荷制限解除の見込み 県は、制限対象の野生山菜類の経年変化を確認するため、放射性物質濃度調査を26年度も行う予定ですが、現時点で解除の見込みは示されていません。

出荷制限等品目の制限解除には、品目毎に根拠になる検査結果を国に報告し、解除申請を行う必要があります。出荷制限等品目の中でも、栽培管理されていない野生の山菜やキノコなどは、継続的なモニタリング検査により安定した結果が必要です。

市は、出荷制限等の対象の自家用品目を含む農産物の放射性物質濃度測定を26年度も受け付けています。測定により、基準値の2分の1を超えた販売用検体は、県の精密測定で安全性を確認します。詳しくは左記へ。

本庁農政課 ☎8427、本庁農地林務課 ☎8434 または各支所産業経済課

2 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します

消費税率の引き上げに伴って、給付金を支給します。申請先は、26年1月1日時点で住民票がある市町村です。本市の申請受け付けは、7月を予定しています。

◇臨時福祉給付金…①対象=26年度市民税(均等割)の課税がない人 ※課税がない人の扶養親族または生活保護の被保護者を除く

②給付額=1人につき1万円(1回限り) ※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当

の受給者は1万5000円

◇子育て世帯臨時特例給付金…①対象=26年1月分の児童手当受給者 ※前年の所得が児童手当所得制限額を超える人を除く

②対象児童=26年1月分の児童手当対象の児童 ※臨時福祉給付金の対象者と生活保護受給者を除く

③給付額=対象児童1人につき1万円(1回限り)

本庁児童福祉課 ☎内8351

3 「一関・平泉定住自立圏共生ビジョン」を策定しました

市は、平泉町と連携して定住を促進するため「一関・平泉定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。住み良い圏域づくりを目指して実施する23事業を掲載しています。

両市町が連携し、「高齢者にやさしく子育てしやすい圏域」「歴史と文化が薫る圏域」「世界と日本の多様な文化が出会う圏域」を目指します。

本庁企画調整課 ☎8641

1 畦畔草などの野外焼却自粛が解除されました

営農に伴う畦畔草などの刈り草、稲わら、初がらや剪定枝など廃棄物の野外焼却は、放射性物質の再飛散を防ぐため、23年9月に自粛要請が出ていました。

3月5日、県は「野外焼却の影響評価に関する委員会」の見解を受け、野外焼却の自粛要請解除を示しました。今後は、営農上やむを得ない草木などの廃棄物焼却が可能です。

ただし、できるだけ焼却は控え、行う場合は火災に注意し、周囲の環境に配慮しましょう。

詳しくは下記へ。

本庁農政課 ☎8427、本庁生活環境課 ☎8341、各支所産業経済課または各支所市民課